

# JAPAN P&I NEWS

No.958-18/05/08

## 外航組合員各位

### 中国 — 認可油濁清掃業者(SPRO)と未契約の船舶が中国に入港した場合の過怠金

中国のコレスポンデント Huatai Insurance Agency & Consultant Service Ltd.より、以下の内容のサーキュラーを入手しましたのでご参考に供します。

中国入港の際、油濁清掃業者 (Ship Pollution Response Organisation、以下 SPRO) と油濁清掃契約を締結することが義務付けられていますが、同義務を守らない船舶があり、船主が過怠金を科されるケースが発生しているとの情報を得ましたので、同義務につき改めてご案内いたします。

「Regulation on the Prevention and Control of Vessel-induced Pollution to the Marine Environment (船舶による汚染防止および海洋環境管理規則)」の第33条によると、危険汚染物質を液体でばら積み輸送する船舶および総トン数10,000トン以上の船舶の船主は就航または出入港の前に、油濁清掃の免許を保持する業者と油濁清掃に関する契約を締結していなければなりません。また同契約には、船舶による汚染事故が発生した場合の油濁清掃に関する両者の権利と義務を明記しなければなりません。この義務を遵守していない船舶には現地管轄のMSAより過怠金10,000～50,000人民元が科されます。

これまでに得ている情報では、MSAによるSPRO契約に関する本船上での検査が他の検査と共に無作為に行われています。ほとんどの中国港でSPRO契約が義務付けられているため、船主は現地代理店またはコレスポンデントに前もって確認し、SPRO契約を入港までに締結するよう強く推奨いたします。遅延や過怠金の発生を防ぐため、サイン済みの契約書は、その写しをMSAによる抜き打ち検査に備えて本船上に記録として保管してください。

以上

## 日本船主責任相互保険組合

日本船主責任相互保険組合

業務部国際グループ

Tel: +81 3 3662 7214

Fax: +81 3 3662 7107

E-mail: [ri-dpt@piclub.or.jp](mailto:ri-dpt@piclub.or.jp)

Website: <https://www.piclub.or.jp>